

に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金

<p>別措置法第十七条第一項第三号 (課税標準及び税額の申告)に規定する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額)</p>	<p>所得税、復興特別所得税、</p>	<p>得 所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税(これらの税</p>	<p>所得税等」</p>	<p>所得税等</p>
--	---------------------	---	--------------	-------------

等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の項に次のように加える。

第六条の三第一項

所得税(

所得税及び当該所得税に係る復興

第六条の三第二項		所得稅	特別所得稅（
所得稅		所得稅等	
		所得稅等	

第三十三條第四項第二号中「第十八條第七項から第十項まで」を「第十八條第十二項から第十五項まで」に改める。

第三十四條第三項中「又は第五項」を「若しくは第五項又は第二十条の二において準用する所得稅法第百五十一條の二（同法第百六十六條の二において準用する場合を含む。）」に、「同條第一項第二号」を「第十七條第一項第二号」に改める。

第三十七條中「又は第五項」を「若しくは第五項又は第二十条の二において準用する所得稅法第百五十一條の二（同法第百六十六條の二において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十條第五号中「第二條第十二号の七の二」を「第二條第十二号の六の七」に改め、同條第六号中「第二條第十二号の七の三」を「第二條第十二号の七」に改める。

第五十二條第二項第二号中「第六十八條の九第十一項、」、「及び第四号」及び「（第四号において

「旧効力措置法」という。）を削り、同項第四号中「第三項まで、第六項、第七項及び第九項（同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第四項まで」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に改め、「第六十八条の十五の三第二項、」及び「旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定」を削り、「（租税特別措置法）を「（同法）」に改め、「改正法附則第八十条第一項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定」を削る。

第六十三条第一項の表法人税法の項中

第六十七条第三項 第五号	計算した地方法 人税の額並びに	計算した地方法人税の 別措置法に規定する課 措置法第五章第三節（ 計算した復興特別法人 税の額並びに
第六十七条第三項	地方法人税の額 並びに	地方法人税の額並びに

額並びに当該事業年度の特  
 税標準法人税額につき特別  
 税額の計算)の規定により  
 税の額並びに  
 復興特別法人税の額並びに

当該事業年度の特  
 人税額につき特別  
 算)の規定により  
 びに

に、

を

第六十七条第三項	計算した地方法 人税の額並びに	計算した地方法人税の額並びに 別措置法に規定する課税標準法 措置法第五章第三節(税額の計 算した復興特別法人税の額並
----------	--------------------	---

第八十一条の十三 第二項	計算した地方法 人税の額並びに	計算した地方法人税の額並びに当該連 の特別措置法に規定する課税標準法人 特別措置法第五章第三節(税額の計算 より計算した復興特別法人税の額並び
第八十一条の十三 第二項第四号	地方法人税の額 並びに	地方法人税の額並びに復興特別法人税

結事業年度

税額につき	の規定に	に	の額並びに
-------	------	---	-------

を

第八十一条の十三 第二項	計算した地方法 人税の額並びに	計算した地方法人税の額並びに当該連結事業年 の特別措置法に規定する課税標準法人税額につ 特別措置法第五章第三節（税額の計算）の規定 より計算した復興特別法人税の額並びに
-----------------	--------------------	---

に き 度

に改め、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項」を「第一項又は前項」とあるのは「第

一項若しくは前項」に、「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は同条第三項」を  
「同項第二号中「前二項」とあるのは「前二項又は特別措置法第六十三条第三項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備  
等に関する法律の一部改正）

第十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定を次のように改める。

第三十七条の十四第七項及び第八項中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第八条第三項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等（第三十一条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。第三十二条において「新公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。第五項並びに第二十五条第二項及び第五項において同じ。）を送信して」に改め、同条第五項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改める。

第十二条第二項中「並びに」を「、同法第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書及び同法第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調

書並びに」に改め、「国外送金等調書」の下に「同法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書」を加える。

第十四条のうち所得税法第二百二十四条の三第一項の改正規定中「同じ。」を「同じ」を「この項において同じ。」を「この項において同じ」に改める。

第十九条のうち、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の八の項の改正規定中「七十七の八の項」を「七十七の七の項」に改め、同項を同表の七十七の十四の項とし、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし、同表の七十七の六の項の次に次のように加える改正規定中「七十七の十四の項」を「七十七の十三の項」に改め、「同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし」を削る。

第二十五条第二項及び第五項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改める。

第三十条中「（平成十四年法律第百五十三号）」を削る。

第三十二条第一項中「前条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認

証業務に関する法律（以下この条において「新公的個人認証法」という。）を「新公的個人認証法」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第九十六条第一項中「特定目的会社」の下に「以下この項において「特定目的会社」という。）の施行日以後に開始する事業年度（を）を加え、「ものにあつては、」を「特定目的会社で平成二十七年三月三十一日までに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第四条第二項に規定する業務開始届出をしなかつたもの（以下この項において「届出未済会社」という。）にあつては平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に限り、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあつては」に、「に同号八」を「最初に変更等届出（新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号八）に改め、「（平成十年法律第五号）」を削り、「するものに限る。」の施行日以後に開始する事業年度」を「いう。以下この項において同じ。）をする日以後に終了する事業年度に限る。」に改め、「旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する」を削り、「開始した事業年度」の下に「（届出未済会社

にあつては施行日以後に開始し、かつ、同月一日前に終了した事業年度を含み、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあつては施行日以後に開始し、かつ、施行日以後最初に変更等届出をする日前に終了した事業年度を含む。）を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、届出未済会社の最初に変更等届出をする日前に終了する事業年度に係る新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号ロ(2)の規定の適用については、同号ロ(2)中「保有されることが見込まれている」とあるのは、「引き受けられた」とする。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項から第四項までを削る。

附則第二十二條第二項から第四項までを削る。

附則第五十条第二項中「旧租税特別措置法第十条第四項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成

二十七年法律第 号) 第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第六項第四号) に、「中小企業者」を「中小事業者」に改め、同条第五項及び第六項中「中小企業者」を「中小事業者」に改める。  
 附則第五十五条の表第五項の項を次のように改める。

第五項	
第六十八条の十第二項	旧効力措置法第六十八条の十第二項
同法第六十六条第一項	法人税法第六十六条第一項
第四十二条の四第十一項 (前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、次条第五項、第四十二条の六第五項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号) 第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。)、第四十二条の五第五項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の六第十二項
第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六	平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の十第五項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、平成二十七

	<p>十七条の二第二項及び第六十八条第一項</p>	<p>年新租税特別措置法第四十二条の十一第五項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十七年新租税特別措置法第六十八条第一項</p>
--	---------------------------	--

附則第六十五条第二項中「新租税特別措置法第四十二条の四第六項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（附則第八十二条第二項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第二項」に改める。

附則第七十二条の表第五項の項を次のように改める。

<p>第五項</p>	<p>第六十八条の九第十一項 （前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）次条第五項、第六十八条の十一第五項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第六十八条の十第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十一第十二項</p>
------------	--	---

	<p>第六十八条の十三第四項、 第六十八条の十四第五項、 第六十八条の十五第五項、 第六十八条の百第一項及び 第六十八条の百八第一項</p>	<p>平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項、 平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十四第五項、 平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第五項、平成 二十七年新租税特別措置法第六十八条の十五第五項、平成 二十七年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、 平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び 平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の百八第一項</p>
--	--	--

附則第八十二条第二項中「新租税特別措置法第六十八条の九第六項」を「平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の九第二項」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第十八条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち消費税法第三十条第一項の改正規定中「改め、」を「、「百分の六・三」を「百分の七・八」に改め、」に改める。

第三条のうち、消費税法第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項の改正規定中「及び第三十六条第一項」を削り、「改める」を「、「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十六条第一項中「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

第三条中消費税法第三十八条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第三十八条の二第一項中「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

附則第一条第二号中「並びに」を「及び」に、「及び第十六条」を「から第十六条の二まで」に、「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第十五条中「(次条)」を「(次条及び附則第十六条の二)」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に、「この条及び次条」を「附則第十六条の二まで」に改める。

附則第十六条第一項前段中「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に改め、「おいて課税資

産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）を、「適用される課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第三条	施行日前	
	をいう	<p>施行日から附則第一条第二号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日までの間</p> <p>をいい、平成二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く</p>
新消費税法		<p>第三条の規定による改正後の消費税法（以下</p>

		<p>附則第十四条までにおいて「二十九年新消費税法」という。）</p>
<p>附則第五条第一項</p>	<p>施行日前</p>	<p>施行日から一部施行日の前日までの間</p>
	<p>施行日以後</p>	<p>一部施行日以後</p>
	<p>第二条</p>	<p>第三条</p>
	<p>旧消費税法</p>	<p>二十九年旧消費税法</p>
<p>附則第五条第二項</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。）（以下この項において「特定継続供給役務」という。</p>
	<p>施行日</p>	<p>一部施行日</p>
	<p>定める課税資産の譲渡等</p>	<p>定める課税資産の譲渡等並びに特定継続供給役務で一部施行日前から継続して提供を受けているものその他の政令で定める特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定</p>

		<p>課税仕入れをいう。以下附則第十四条までに おいて同じ。）</p>
	<p>平成二十六年四月三十日</p>	<p>平成二十九年四月三十日</p>
	<p>支払を受ける権利</p>	<p>支払を受ける権利又は支払義務</p>
	<p>係る課税資産の譲渡等</p>	<p>係る課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ</p>
<p>附則第五条第三項</p>	<p>旧消費税法</p>	<p>二十九年旧消費税法</p>
	<p>平成八年十月一日</p>	<p>平成二十五年十月一日</p>
	<p>平成二十五年十月一日</p>	<p>平成二十八年十月一日</p>
<p>及び第五項</p>	<p>指定日</p>	<p>二十八年指定日</p>
	<p>施行日</p>	<p>一部施行日</p>
	<p>旧消費税法</p>	<p>二十九年旧消費税法</p>
	<p>平成八年十月一日から指定日</p>	<p>平成二十五年十月一日から二十八年指定日</p>
	<p>施行日</p>	<p>一部施行日</p>

	附則第六條第一項		、 指定日	旧消費税法	二十九 年旧消費税法
	施行日前	施行日以後			
	附則第七條第一項		指定日	旧消費税法	二十八 年指定日
	施行日	施行日以後			
	附則第八條第一項		施行日前	旧消費税法	二十九 年旧消費税法
	につき	が施行日以後			
に係る消費税		又は特定課税仕入れに係る消費税			

附則第八條第三項 及び第九條	施行日前	旧消費税法	二十九年旧消費税法
	施行日以後		施行日から一部施行日の前日までの間 一部施行日以後
附則第十條第一 項、第十一條及び 第十二條	新消費税法		二十九年新消費税法
	施行日前		施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後		一部施行日以後
附則第十三條第二 項	施行日		一部施行日
	規定する税率		規定する税率又は附則第十五條から第十六條 の二までの規定により二十九年旧消費税法第 二十九條に規定する税率
課税資産の譲渡等			課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ
及びその合計額			の合計額

項	附則第十四条第一	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	につき	又は特定課税仕入れにつき	
項	附則第十四条第三	が施行日以後	又は当該特定課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が一部施行日以後
		に係る	又は特定課税仕入れに係る
項	附則第十四条第四	旧消費税法	二十九年旧消費税法
		施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
項	附則第十四条第四	施行日以後	一部施行日以後
		新消費税法	二十九年新消費税法
項	附則第十四条第四	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
		及び	及び特定課税仕入れ並びに

附則第十六条第二項前段中「に係る」を「又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る」に、「二十七年新消費税法」を「二十九

年新消費税法」に改め、「第三十八条第一項」の下に「、第三十八条の二第一項」を加え、「又は」を「、若しくは」に改め、「受けた場合」の下に「又は経過措置特定課税仕入れを行った場合」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五条第六項	
に係る	又は特定課税仕入れに係る
新消費税法	二十九年新消費税法
及び	、第三十八条の二第一項及び
百分の八	百分の十
百分の五	百分の八
百分の六・三	百分の七・八
百分の四」と、	百分の六・三」と、二十九年新消費税法第
	三十八条の二第一項中「百分の七・八」とあ